令和3年10月15日 第12336号

	'				-																				
の	0	0	0	0	0	0		の	0	0	0	0	0	称	0	称	0	定	0					Ī	<b>Z</b>
完 了	開発	IJ	道 路	土地	土地	県 営		処 分	廃 物	道 路	道 路	保安	土地	等 の	生 活	等 の	生 活		生 活					ļ	刊
	許可を		の 位 置	改良区	改良区	土地改			と認定	の供用	の 区 域	林の指	改良事	変更	保護法	変更	保護		保護法					Ţ	Į
	を 受 け		世の指	ら 清 算	ら 清 算	良事	C 公		す	用開始	変更	定施	業の		毎 に		法等に		安等 に	告		目		rì	<b>=</b>
	た 開		定	人の	人 の	業 の			ること			業要	施 行		基づ		基づ		基づ					y	R
	発行為			退任届	就職届	工事完	告】		が 困 難			件の変	認 可		く指定		く指定		く指定	示】		次		1	見る
	何に関			畑	畑	完 了			無な放			及 更 予			2 介護		医療		医療						
	する								置自			定			機 関		機 関		機 関					¥	艮
	工 事								転車						の 名		の 名		の 指				<u> </u>	<u> </u>	<del></del> <del></del> 子
	11	"	建	"	"	耕			港	"	道	治	耕		"		"		障						
			築指導			地課			湾課		路整備	山課	地 課						害 福 祉			担当		L	到 山 具
			課								課								課			課 (室)	-		
																						<u> </u>		7	7
																			す	0		0	0	0	
																			る 規	岡山		"	一般	"	
																			則	県道路交			競争入		
																				路 交 通	公公		人札の		目
																				进法施	安委		実施		
																		$\overline{}$		行細	安委員会】				次
																		県 例		則の					
																		規集		部					
																		登載)		を 改 正					
																								.,,	
																				交通企		"	用度課	11	担当
																				画課			.,,14		担当課(室)
																									室)
ĺ																									I

## ◎岡山県告示第五百二十八号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平

岡山県

知事

伊原木

隆

太

令和三年十月十五日

指定訪問看護事業者等

株式会社K2プラン 岡山市北区蕃山町2-19 主たる事務所の所在地 オレンジ訪問看護ステーション 訪問看護ステーション等の名称 都窪郡早島町早島751-1 訪問看護ステーション等の所在地 指定年月日 R3.7.1

## ◎岡山県告示第五百二十九号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

岡 Ш 県 知 事

伊 原 木

隆

太

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和三年十月十五日

病院,

診療所又は薬局

	医療法人むつみ会長崎医院	名称	玉野市用吉1676	しんみなクリニック
変 更 後 変更年月日	変更前	変更事項	所 在 地	名称

## ◎岡山県告示第五百三十号

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出が 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和三年十月十五日

あった。

事業者

		医污	75					
"	しんみなクリニック	医療法人むつみ会長崎 しんみなクリニック	事業所の名					
R3.6.22	医療法人SHIRO	医療法人むつみ会長崎医院	名称	玉野市用吉1676	しんみなクリニック	玉野市用吉1676	医療法人SHI RO	介護予防 事業者
JI	しんみなクリニック	医療法人むつみ会長崎 医院	事業所の名 称					
R3.6.22	医療法人SHIRO	医療法人むつみ会長崎 医院	名称	玉野市用吉1676	しんみなクリニック	玉野市用吉1676	医療法人SHI RO	居 完 介 護
変更年月日	変 更 後	変 更 前	変更事項	事業所の所在地	事業所の名称	主たる事務所の所在地	名称	種類

## ◎岡山県告示第五百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第一 項の規定により、

土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和三年十月十五日

土地改良事業を行う者の名称

岡山県知事

伊

原

木

太

地区名及び工種

児島湾土地改良区

錦 中 40

地区名

都沖3番川樋門 錦六区縦3樋門

宗津川沖3西樋門

北七区支線2号

西七区支線131号

宮下東樋門

三

認可年月日 令和三年九月三十日

非補助土地改良 か んがい排水)

# ◎岡山県告示第五百三十二号

二十九 予定である旨の通知があ 条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三におい 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する て準用する同法第

令和三年十月十五日

知 原 木 太

指定施業要件の変更予定に係る保安林 (国有林。 図に示す部分に限る。)  $\mathcal{O}$ 所在場所

て指定された目的

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めな

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町

市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上  $\overline{\mathcal{O}}$ ものとする

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の 伐採の限度並び に植栽の方法・ 期間及び

のとおりとする。

(「次の 図 及び 「次のとおり」 は省略 その 図面 及び関係書類を岡 県庁及び

見市役所に備え置 V て縦覧に供する。)

指定施業要件の変更予定に係る保安林  $\mathcal{O}$ 

新見市 保安林として指定された目的 次 の図に示す

土砂の流出 日の防備

変更後の指定施業要件

木の 伐採の方法

(1) $\mathcal{O}$ 森林に っい ては、 主伐は、 択伐に

新見市 次 0 义 に示す部分に限る。)

(2)その の森林に 主伐に係る伐採種を定めな

- (3) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」 及び 「次のとおり」は省略 その 図面及び関係書類を岡山県庁及び新

見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# ◎岡山県告示第五百三十三号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい て告示の日から二十日間 般の縦覧

に供する。

令和三年十月十五日

道路の種類 県道

類 県道

木

太

二 道路の区域

一二五.〇	三 九 九 〈 八	旧	まで  久米郡美咲町上口字赤峪五七五番五地先  外米郡美咲町上口字猫神五七八番一地先
一 三 五 • ○	六・九~ 一二・三	新	まで  久米郡美咲町上口字赤峪五七五番五地先  外米郡美咲町上口字猫神五七八番一地先
(メートル) 長	(メートル)	別制旧	区域

域

区

三

道路の

区域

道路の

種類

県道

坪井下栃原線

新旧幅

員 延

長

	三 一 九 二 、 ・	旧	先まで  大米郡美咲町中垪和字金堀二一二番一地 先から  先がら
——————————————————————————————————————	八 - 五 六 ・	新	先まで 久米郡美咲町中垪和字金堀二一二番一地 先から 先から
(メートル)	(メートル)	別	

# ◎岡山県告示第五百三十四号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間 般の縦覧

供する

令和三年十月十五日

- - -

岡山県知事 伊原木 隆 太

	県道	種 道 路 類 の
	線坪井下栃原	路線名
<ul><li>人米郡美咲町中垪和字</li><li>人米郡美咲町中垪和字</li></ul>	久米郡美咲町上口字猫	X
垪和字金堀二一二番一地先ま	口字赤峪五七五番五地先まで口字猫神五七八番一地先から	間
	月十五日 令和三年十	年 供用開始

# ◎岡山県告示第五百三十五号

山県快適な環境の確保に関する条例 て次のとおり告示する。 第十八条第二項の規定により、 (平成十三年岡山県条例第七十四号。 廃物と認定することが困難な放置自転車 以 下

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 大

放置自転車  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 大きさ及びフレ  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 色、 数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数 量	自転車防犯登録番号標等
二十インチ 赤	一台	不明
二十インチ 白	台	不明
二十インチ 赤	台	京都府○七一○二五三六三一
二六インチ 赤	一台	J七八二一五
二六インチ 銀	一台	玉野 A 二四九二〇
二六インチ 銀	台	岐阜県M○二三五二六
二六インチ 紫	一台	不明
二六インチ 黄	一台	不明
二六インチ 銀	一台	不明
二六インチ 赤	一台	不明
二六インチ 黒	一台	玉野H一二三二五
原動機付自転車 黒	台	玉野市す六一一七
	•	

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った5

令和三年八月二十三日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

兀 の翌日 から起算して六月を経過した場合は、 の放置自転車を処分す

る。

五 担当部課名及び連絡先

玉野市字野一丁目 \ 香 \ 号 | 岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

電話番号 〇八六三-三一-三二一一玉野市宇野一丁目八番九号

[四二四] 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和三年十月十五日

(小天満池工区)

赤磐

工

た

め

池

種

岡山県知事 伊

原 木

太

完了年月日

令和三

用する同法第十八条第十七項の規定により、 [四二五] 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第六十八条第四項におい 土地改良区清算人の就職の届出があった。 て準

令和三年十月十五日

土地改良区 0 名称

妹土地改良区

就職清算人氏名

岡本

井本 片岡 英正 誠次

岡本 近藤 義弘 良男 秀明

上下

誠

剱持

八〇五

五八

妹五二六 一七七五

"二六八三-二六一三

"三八一

住 所

七

**倉敷市真備町妹二四** 

<u>"</u>=00=

四三四一

尾崎二四一九 七

一九七八

八

六

渡辺

竹下

恒夫

井本

詠子

阿部

片下

山県知

木

太

用する同法第十八条第十七項の規定により、 [四二六] 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第六十八条第四項において準 土地改良区清算人の退任の届出があった。

令和三年十月十五日

岡山県知事

原 木

太

土地改良区の名称

三毛ケ池土地改良区

退任清算人

宗平 神崎 義弘 博之

退任清算人氏名

神﨑 内田 英雄 康正

宗平

久保

秀司

政宏

二九九

所

津山市新田八六六

二六九一

四九三

五九七

四六八

[四二七] 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい 般の縦覧に供

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊 原 木 太

ļ	
令和三年十月七日 配山県指令備中局	指
番四、一四七一番一	ローター 道 路 の
三紅屋通一四七〇	位置
六 · ○	(メートル)(メートル道路の幅員 道路の延長
四 六 · 九 一	(メートル) 道路の延長

[四二八] 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県美作県民局建設部管理課におい

令和三年十月十五日

岡山県知事

		先道	华
		番一一地先まで道、二四八八番四地	来
		<ul><li>、二四七三番四地先から二四八八</li></ul>	道、
		1四地先から二四六七番一地先まで	番
		四八八番一一地先まで水、二四六七	DID
		先水路、二四八八番四地先から二	地
		番七、二四八八番四、二四七三番五	来
		七三番五、二四七三番六、二四七三	令和三年十月六日 七
		二四七三番二、二四七三番三、二四	建第六〇一四号
七六・二三		真庭市久世字サラエニ四六七番七、	岡山県指令美作局「曺
(メートル)	(メートル) (メートル)	五 0. 位 置	指定年月日道
道路の延長	道路の幅員	各 D	番号

[四二九] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月十五日

伊原

木

太

総社市井手字西延五○九−二、五一○−二開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社二丁目二〇-二七メゾンユイ一〇三号室

令和三年八月三十日許可年月日及び許可番号

 $\equiv$ 

岡山県指令建指第一八六号

[四三〇] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字仏生田一三八八-一三八八一 三八 八 五.  $\mathcal{O}$ 

森繁 幹夫

許可を受けた者の住所及び氏名

**倉敷市玉島八島一九四七-**

六ビットミストラルC棟一○七号室

森繁見る

許可年月日及び許可番号

三

令和三年六月二十二日

【山県指令建指第九六号

札を実施する。 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 1 て、 次のとおり 般競争入

令和三年十月十五日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

### 1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

/一ト型パーソナルコンピュータ (知事部局) 29

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び令和3年度後期集中調達/ (以下「入札説明書等」 ト型パー

(3) 納入期限

令和4年3月10日 (木)

入 札 詩 明

4

入札説明書による

(5) 入札方法

該金額に1円未満の端数があ る金額を入札書に であるか免税事業者であるかを問わず, 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 って落札価格とするので, 調達物品の本体価格のほか, 記載する -切の諸経費を含めた額と  $\wedge$ N 入札者は, ときは、 見積も その端数金額を切り捨て 消費税及び地方消費税に係る課税事業者 かるか。 輸送費及び入札説明書等に記載する った契約金額の110分の100に相当す 落札決定に当たっては, ものとする。)

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する物品の調達契約であっ 定役務の調達手続の特例を定める政令 る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 「資格告示」 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, る資格をいう。) (平成7年政令第372号) (令和3年岡山県告示第39号 て地方公共団体の物品等又は特 資格審査の申請手続等。

- (2)契約に係る 地方自治法施行令 この公告の日から落札者が決定する日 一般競争入札 (昭和22年政令第16号) (条件付) 参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告 911 での間において, 第167条の4第2項の規定に該当 物品の売
- 契約に係る この公告の日から落札者が決定する 一般競争入札 (条件付) 参加除外等要領に基づく入札参加除外の処置を での間において,

の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこ

- (5) 民事再生法 いる者又は会社更生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立 (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 (平成14年法律第154号) 更生手続開始の申立
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う 一般競争入札への参加を希望す Ÿ  $\sim$ (1)の資格を得ていないものは,

(1) 申請書の入手先,提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話 (086) 226-7538

岡山県出納局用度課管理班

(岡山県庁2階)

(2) 申請書の提出期限

令和3年10月29日(金) 正午

- 4 契約条項を示す場所等
- 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-754(

- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
- ア 交付期間

令和3年10月15日 (平成元年岡山県条例第2 (<del>金</del>) から同年10月29日 守 祭網 1項に規定する県の休日 (<del>余</del>) Ş (岡山県の休日 を定める

### イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

交付する入札説明書等は, 返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, また、郵送による交付を希望する場合は、 注意する 縦297ミ  $\subseteq$ 交付に必要な期間を十分に考慮し, (1)の場所に請求するこ 横210ミリ ナル,  $_{\circ}^{\circ}$ 重さ110グ

## (3) 入札書の提出方法

。) による 入札書の提出は, 持参又は郵便若 くは信書便による送付 一足() 「郵送等」  $\cap$ 

# 4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月10日(水) 13時10分

限とする。 ただし, 郵送等による場合にあっては, 令和3年11月 9 Ш 8 17時を受領期

### イ 揚所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

郵送等によ N 場合にあっては, (1)の場所に提出する

### ウ その何

を受け付けない。 持参の場合にあ 入札開始前及び開札開始後においては, 入札書の提出

## 5 入札者に要求される事項

送等によるものを含む。)しなければならない。 で指定する添付書類を令和3年10月29日 の一般競争入札に参加を希望する者は, 17時ま 般競争入札参加申出書及び入札説明書 , 13 14 4(1)の場所に提出

入札参加希望者は, それに応じなければならない。 契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

### 6 ペの街

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による

(4) 人心が

を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 無効とする。 入札者に求められる

(5) 契約書作成の要否

瞅

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内 て有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その街

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

Name and quantity of the products be purchased

Notebook type Personal Computer 293 Units

(2) Delivery date:

By 10 March (Thursday) , 2022

(3) Delivery place

Specified in the bid explanation form  $% \left( \frac{1}{2}\right) =\frac{1}{2}\left( \frac{1}{2$ 

(4) Time limit for tender :

1:10 P.M. 10 November (Wednesday) , 2021

(5) Contact point for the notice

Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division

Uchisange, Kita ·ku, Okayama— Okayama— ·ken, 700 - 8570

Japan

TEL 086-226-754

(5)

札を実施する。 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 1 て、 次のとおり 般競争入

令和三年十月十五日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

### 1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ (教育庁) 329式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び令和3年度後期集中調達/ (以下「入札説明書等」 テ槵パー

(3) 納入期限

令和4年3月10日 (木)

入木! 詩: 即

4

入札説明書による

該金額に1円未満の端数があ る金額を入札書に であるか免税事業者であるかを問わず, 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 って落札価格とするので, 調達物品の本体価格のほか, 記載する -切の諸経費を含めた額とする。  $\wedge$ N 入札者は, ときは、 見積も その端数金額を切り捨て 消費税及び地方消費税に係る課税事業者 輸送費及び入札説明書等に記載する った契約金額の110分の100に相当す 落札決定に当たっては, ものとする。)

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する物品の調達契約であっ 定役務の調達手続の特例を定める政令 る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 「資格告示」 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, る資格をいう。) (平成7年政令第372号) (令和3年岡山県告示第39号 て地方公共団体の物品等又は特 資格審査の申請手続等。

- (2)契約に係る 地方自治法施行令 この公告の日から落札者が決定する日 一般競争入札 (昭和22年政令第16号) (条件付) 参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告 911 での間において, 第167条の4第2項の規定に該当 物品の売
- 契約に係る この公告の日から落札者が決定する 一般競争入札 (条件付) 参加除外等要領に基づく入札参加除外の処置を での間において,

の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこ

- (5) 民事再生法 いる者又は会社更生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立 (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 (平成14年法律第154号) 更生手続開始の申立
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う 一般競争入札への参加を希望す Ÿ  $\sim$ (1)の資格を得ていないものは,

(1) 申請書の入手先,提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話 (086) 226-7538

岡山県出納局用度課管理班

(岡山県庁2階)

(2) 申請書の提出期限

令和3年10月29日(金) 正午

- 4 契約条項を示す場所等
- 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-754(

- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
- ア 交付期間

令和3年10月15日 (平成元年岡山県条例第2 (<del>金</del>) から同年10月29日 守 1項に規定する県の休日 (<del>余</del>) Ş (岡山県の休日 を定める

### イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

交付する入札説明書等は, 返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, また、郵送による交付を希望する場合は、 注意する 縦297ミ  $\subseteq$ 交付に必要な期間を十分に考慮し, (1)の場所に請求するこ 横210ミリ ナル,  $_{\circ}^{\circ}$ 重さ110グ

## (3) 入札書の提出方法

。) による 入札書の提出は, 持参又は郵便若 くは信書便による送付 上河 「郵送等」  $\cap$ 

# (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月10日(水) 13時40分

限とする。 ただし, 郵送等による場合にあっては, 令和3年11月 9 Ш 8 17時を受領期

### イ 揚戸

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

郵送等によ N 場合にあっては, (1)の場所に提出する

### ウ その何

を受け付けない。 持参の場合にあ 入札開始前及び開札開始後においては, 入札書の提出

# 5 入札者に要求される事項

送等によるものを含む。)しなければならない。 で指定する添付書類を令和3年10月29日 の一般競争入札に参加を希望する者は, 17時ま 般競争入札参加申出書及び入札説明書 , 13 14 4(1)の場所に提出

入札参加希望者は, それに応じなければならない。 契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

### 6 사の街

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による

(4) 人心が

を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 無効とする。 入札者に求められる

(5) 契約書作成の要否

瞅

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内 て有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その街

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

Name and quantity of the products be purchased

Notebook type Personal Computer 329 Units

(2) Delivery date :

By 10 March (Thursday) , 2022

(3) Delivery place

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

 $1:40\ P.M.\ 10\ November\ (Wednesday)$  , 2021

(5) Contact point for the notice

Government Office, Treasury Bureau, Office

2 - 4 - 6

Division

Uchisange, Kita ·ku, Okayama— Okayama— ·ken, 700 - 8570

Japar

TEL 086-226-754

# ◎岡山県公安委員会規則第十三号

1.山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月十五日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

県道路交通法施行細則 (昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号) 0) 部を次

ように改正する。

第四条の二第一項第四号中

「前号」を

 $\mathcal{O}$ 

この規則は、公布の日から施行する。